

事務連絡
平成23年9月1日

福島県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力から、福島原子力発電所の事故による原子力損害に対する本補償について、今後必要となる手続きやスケジュール等が公表されました（別添参照）。これによると、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

東京電力からの補償の実施が具体化してきたことを踏まえ、貴管内の医療機関（特に、警戒区域、緊急時避難準備区域及び警戒区域等（以下「避難区域等」という。）に所在する医療機関）に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 東京電力からの仮払い補償について

7月29日より、医療法人等に対する東京電力からの仮払い補償が実施されており、3月12日から5月末までの収支差額相当額の2分の1（上限は250万円）の仮払いを受けることができます。

（参考URL）申請手続き及び申請書等

<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/index-j.html>

避難区域等に所在する医療機関で仮払い補償を未申請のものに対して、早急に申請を行っていただくよう、あらためて周知徹底をお願いいたします。（今後の本補償の手続きの際、仮払いを申請済みの事業者については、より円滑に手続きが進むことが考えられます。）

2. 早急な本補償の実施に向けた準備について

本補償については、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

また、補償金の支払いについては、確定した損害から順次支払いが行われることとなっており、第一段としては、3月12日から8月末までの確定した損害についての支払いが行われることとなっております。(9月以降に発生した損害や8月末までの損害であっても申請後に原子力発電所事故による損害として確定したものについては、後日追加で申請することになります。)

なお、医療機関については、申請された損害項目のうち原子力発電所事故によるものとして東京電力と医療関係団体との間で合意されたものから、順次支払われることとなっております。

(参考URL) 東京電力プレスリリース（本補償について）

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11083005-j.html>

また、医療機関については、当省と東京電力との調整の結果、全事業者に対する申請書用紙の一斉発送に先駆けて、事前に申請書の様式が示されることになっております。(現在、東京電力と医療関係団体との間で、医療機関向けの申請書の様式について、調整がなされているところです。)

つきましては、事前に申請書の様式が示された段階で、各医療機関において、申請書の記載準備及び必要書類の用意をしていただき、申請の受付が開始された際に早急に申請書の提出ができるよう事前準備を進めておいていただくよう、周知徹底をお願いいたします。(支払いの審査手続きは請求順に行われますので、早急に支払いを受けるためには、できる限り早く申請書を提出する必要があります。)

3. 留意点

原子力発電所の事故からすでに半年近くが経過し、周辺の医療機関の経営は極めて苦しい状況に置かれています。医療機関が倒産に追い込まれ、地域の医療が空洞化してしまうことを避けるためにも、早急な補償金の支払いが不可欠です。

貴県におかれましては、医療関係団体とも緊密に連携・情報共有していただくとともに、常に各医療機関の経営状況に注視して、必要に応じて相談に応じるなど、適切な御対応をしていただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省医政局指導課企画法令係 米岡、山本

TEL : 03-5253-1111 (内線4133)

FAX : 03-3503-8562